

2024年7月29日  
日本共産党岩手県委員会  
委員長 菅原則勝  
県議団 斉藤 信  
高田一郎

## 新型コロナ感染拡大の第11波への対応強化についての緊急申し入れ

新型コロナウイルスの感染が急拡大しています。7月24日公表の県内の感染状況（第29週、7月15日～21日）によれば、1定点医療機関での1週間当たりの患者数は、9.65で前週から1.42倍となり5週連続の増加となっています。全国的には13.62で11週連続の増加となり、1週間の入院患者数は3827人で、前週から744人増加。第9波（23年夏）、第10波（23～24年冬）のピークを越えています。沖縄県と九州各県では30前後の感染拡大となっています。全国的には第11波の感染拡大の様相となっています。新たな変異株（KP.3）は「感染したことがある人やワクチン接種者など、免疫がある程度ある人も感染の可能性がある」と指摘され、「8～9月にかけて流行が拡大する」（国立感染研）と予測されています。

県内は各地で「盛岡さんさ踊りパレード」など大規模な夏祭り等が行われます。全国的には第11波というべき感染拡大の状況にあり、県内でも更なる感染拡大の時期を迎えています。県として、新型コロナ感染拡大から県民の命と健康を守るために、具体的で必要な対策を講じる必要があります。

新型コロナウイルスが昨年5月8日に5類に移行した以降も、第9波、第10波、そして今回の第11波の感染拡大が続いています。県立病院では昨年度36病院で40のクラスターが発生し、受診や入院を規制せざるを得ませんでした。一方で病床確保の補助金は22年度の57.5億円から23年度は14.5億円に大幅に削減され、24年度は補助そのものがなくなりました。23年度の県立病院の純損益は35億円余の赤字となっています。新型コロナ感染が継続している中では、病床確保等の補助金の復活・支援が必要です。

新型コロナから県民の命と健康を守り、県立病院等の病院の経営と機能を守るために、以下の通り申し入れます。

### 記

#### 1、第11波というべき新型コロナの感染拡大の状況や県内の感染状況などについて具体的なデータを示し、県民に積極的に情報発信すること

- ① 第11波というべき全国な感染状況と県内の感染状況について、下水サーベイランスの分析結果を含め具体的なデータを示し県民に情報発信し、感染防止対策の注意喚起を行うこと。
- ② 静岡県では独自に警報基準（1定点医療機関での1週間の患者数16人以上）を定め、県民に警報を発しています。季節性インフルエンザでは、10を超えた場合「注意報」、30を超えた場合「警報」となっており、県独自に基準を定め県民に分かりやすく感染状況を発信すること。

- ③ 新型コロナウイルスは変異を繰り返し、感染力が強く、死者数も後遺症発症も多いことを踏まえ、インフルエンザと同等の疾患ではないことを周知すること。

## 2、基本的な感染防止対策の徹底を図ること

- ① 感染拡大の状況を踏まえて、基本的な感染対策の徹底を図ること。不織布マスクの着用、手洗いとアルコール消毒、換気等の徹底を図り、感染対策への県民の協力を求めること。
- ② 医療施設、高齢者施設、学校・保育施設等でのクラスター対策を特に重視すること。

## 3、新型コロナ治療薬の自己負担への助成措置を国に強く求めること

- ① 新型コロナの医療費への公的支援は3月末で終了しており、薬の通常窓口負担が1万5千円から3万円程度と高額となっており、抗ウイルス薬の使用が激減しています。国に公費支援の実現を強く求めること。
- ② 県として、県民の命を守る立場から重症患者等への抗ウイルス薬の使用への特別の支援を行うこと。

## 4、ワクチン接種の促進と自己負担軽減の支援強化、接種後の健康被害対策について

- ① ワクチン接種は引き続き重要な予防手段です。65歳以上の高齢者や基礎疾患のある人へのワクチン定期接種は10月から実施される予定です。自己負担額は7千円、一般の場合は1万5千円とされていますが負担軽減策を講じること。
- ② 新型コロナ感染は8～9月にかけて流行すると指摘されており、ワクチン接種を前倒しで実施できるようにすること。
- ③ ワクチンの有効性・安全性について、新たな知見・エビデンスも含めて情報提供を行い、県民の不安と疑問に答えること。
- ④ ワクチン接種後の健康被害について、疾病・障害認定審査会の体制を拡充するなど迅速な救済を行い、因果関係が明確に否定される事案以外は救済の対象とするよう国に求めること。

## 5、新型コロナ後遺症対策の強化について

- ① 軽症・無症状だった人を含め、長期の後遺症に苦しむ患者が急増しています。コロナ後遺症の専門外来の設置と専門相談窓口を設置すること。
- ② コロナ後遺症の相談・治療について診療報酬を改善し、研究予算の抜本的な増額と患者の生活支援を国の責任で行うよう求めること。

## 6、病床の確保と財政支援について

- ① 新型コロナが昨年5月に5類に移行した以降も第9波、第10波、今回の11波と感染拡大が続いています。病床確保への国の支援の廃止は見直し、支援の継続・拡充を強く求めること。
- ② コロナ患者への対応では防護服の着用などが必要であり、診療報酬の特例・加算の復活と継続拡充を求めること。クラスター発生等による入院・受診規制と患者数減少に対する支援を求めること。

以上